

社会福祉法人 久住会
指定居宅介護支援
久住会ケアプランサービス 重要事項説明書

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 久住会
法人の所在地	〒820-1103 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 1751 番地
代表者名	理事長 藤 村 二 朗
電話番号	0 9 4 9 - 6 2 - 7 4 2 0

2. 事業所の概要

事業所の名称	久住会ケアプランサービス
事業の種類	指定居宅介護支援
介護保険指定番号	4 0 7 5 3 0 0 0 2 2
事業所の所在地	〒820-1103 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 1751 番地
管理者名	庄 司 千 賀 子
電話番号	0 9 4 9 - 6 2 - 1 8 0 0
F A X 番号	0 9 4 9 - 6 2 - 7 6 7 4
ホームページ	http://www.9-10.jp

3. 事業の目的

社会福祉法人久住会が実施する久住会ケアプランサービスの事業は、要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

4. 運営の方針

- ①ご利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ②ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④関係市町村、介護保険施設及び関係機関等との連携に努めます。

5. 事業実施地域及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9時00分～17時30分
サービス提供地域	小竹町 鞍手町 宮若市 直方市 飯塚市 嘉麻市 桂川町

※ 利用者から要請があれば時間外でも可。

緊急連絡先・・・0949-62-7420併設施設

6. 事業所の職員体制

管理者 1名（介護支援専門員兼務）

介護支援専門員 2名以上

7. 申し込みからサービス提供までの主な内容

《申し込み》

居宅サービス計画（変更）作成依頼を市町村へ届け出の代行をいたします。

《状態の把握》

利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題分析します。

《計画原案の作成》

必要なサービスについての計画を作成し、サービス事業所を選んで頂きます。

《ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について》

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明致します。（別紙2）

《サービス担当者との連絡・調整》

サービス担当者や利用者・家族も参加し意見交換等を行います。

《介護サービス計画の作成》

介護サービスの基本方針、目標、サービスの種類・内容などは利用者の希望や心身の状態を考慮して作られます。

《利用者の同意》

計画の内容が利用者の希望に添っているかを確認します。

《サービスの提供》 サービス事業者のサービスを利用できます。

8. 利用料金

(1) 居宅介護支援の利用料は法廷代理受領により介護保険給付が支払われる場合
利用者の自己負担はありません。介護保険給付については別紙1参照

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実績を徴収します。なお自動車を使用した場合は、次の額を徴収します。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ① 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km未満 | 500円 |
| ② 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km以上15km未満 | 750円 |

9. 医療機関との連携について

- (1) 利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当のケアマネジャーの氏名や連絡先についてその医療機関へお伝えいただくようお願いします。
- (2) ケアマネジャーは、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けたときや必要があるときは、利用者の同意を得てケアマネジャーが必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供します。
- (3) ケアマネジャーは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、ケアマネジャーはその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランの意見を求めた医師等に交付します。

10. サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 事業所のご都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、終了させて頂く場合、終了後1ヶ月前までに文章で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者ご紹介致します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- (1) ご利用者が介護保険施設に入所した場合、但し在宅復帰目的の180日未満の入所で意向確認の場合は継続とする
- (2) 要介護認定区分が非該当と認定された場合
- (3) ご利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
ご利用者やご家族などが本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。
- (1) ご利用者又はご利用者のご家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力、又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じる恐れがある場合であって、発生または再発防止が困難でサービスの提供が著しく困難な場合

11. 緊急時の対応方法

- ①事故が発生した場合には速やかに必要な処置を行うとともにご家族及び市町村に連絡を行います。
- ②賠償すべき事故が発生した場合は速やかに対応し事故発生については原因を解明し再発防止に努めます。

12. 苦情の受付について

①当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 : 管理者 庄司 千賀子
 受付時間 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
 電話番号 : 0 9 4 9 (6 2) 1 8 0 0
 F A X 番号 : 0 9 4 9 (6 2) 7 6 7 4

②行政機関等

- 福岡県介護保険広域連合 本部（福岡市博多区千代 4-1-27）
電話番号：092（643）7055 ／FAX番号：092（641）2432
- 福岡県広域連合 鞍手支部（宮若市本城 458 番地 2）
電話番号：0949（34）5046 ／FAX番号：0949（34）5047
- 福岡県広域連合 田川・桂川支部（嘉穂郡桂川町土居 360 番地）
電話番号：0948（65）1151 ／FAX番号：0948（65）4405
- 小竹町役場 福祉課（鞍手郡小竹町勝野 3167-1）
電話番号：0949（62）1212 ／FAX番号：0949（62）1140
- 宮若市役所 健康増進課（宮若市宮田 29-1）
電話番号：0949（32）0515 ／FAX番号：0949（32）9430
- 鞍手町役場 福祉人権課（鞍手町中山 3705）
電話番号：0949（42）2111
- 直方市役所 健康福祉課高齢者支援係（直方市殿町 7-1）
電話番号：0949（25）2391 ／FAX番号：0949（24）7320
- 飯塚市保健福祉部 介護保険課（飯塚市新立岩 5-5）
電話番号：0948（22）5500 ／FAX番号：0948（25）6214
- 嘉麻市保健福祉部 高齢者介護課（嘉麻市岩崎 1180-1）
電話番号：0948（42）7431 ／FAX番号：0948（42）7093
- 桂川町役場 医療介護保険係（嘉穂郡桂川町土居 424-1）
電話番号：0948（65）1097 ／FAX番号：0948（65）3424
- （ ）
電話番号：（ ） ／FAX番号：（ ）
- 福岡県国民健康保険団体連合会 総務部 介護保険課（介護サービス相談窓口）
電話番号：092（642）7859 ／FAX番号：092（642）7857

13. 業務継続計画の策定

当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生及びその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所介護支援専門員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

15. 感染症の予防及びまん延の防止

当事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じるよう努めます。

- ① 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催します。
- ② 当事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

私は、本書面及び別紙 1 に基づいて事業者の職員

職名 介護支援専門員 氏名 庄司千賀子 から

上記重要事項の説明とその書面の交付を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

事業者 指定番号 4075300022

住 所 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1751番地

事業所名 久住会ケアプランサービス 印

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

- 新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画策定時
要介護度状態区分の2段階以上変更時の計画策定時

- 病院等の職員と連携を図り、居宅サービス計画を作成した場合

別紙2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（計画数）

訪問介護	73%
通所介護	20%
地域密着型通所介護	7%
福祉用具貸与	55%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	事業所名	久住会ホームヘルプサービス	きんもくせいヘルパーステーション	ヘルパーステーションなかよし
	割合	74.0%	7.2%	4.3%
通所介護	事業所名	天空の杜デイサービス	デイサービスセンター竹の子	デイサービスごんげん堂
	割合	38.2%	15.8%	9.2%
地域密着型通所介護	事業所名	デイサービス笑いの家	リハビリテーションセンターODETTO	デイサービス奥屋敷
	割合	60.7%	21.4%	14.3%
福祉用具貸与	事業所名	太陽シルバー	有限会社スキップ	おおつか宮田介護用具サービス
	割合	34.3%	25.7%	24.8%